平成２５年（フ）第２５０号
熊本市北区植木町木留289番地３　サンガーデンウインドヒルＥ―102号
債務者　渕上　静男
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　安和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２７号
大阪府泉南市新家1315番地の51、前住所大阪府貝塚市二色４丁目11番２号
債務者　宮澤　一彦
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子1282番地
債務者　新　　美樹
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　穂人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第８８号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目37番３号クラスター坂西203号、前住所兵庫県宝塚市旭町３丁目４番２号
債務者　灘波　伸幸
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４４８号
石川県野々市市野代３丁目95番地　パレーシャル憩Ｂ05号室、従前の住所金沢市押野２丁目219番地２
債務者　西川　孝昭
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月２日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９９号
埼玉県春日部市緑町２丁目12番16号　アネックス・ド・ファンタスＢ101、旧住所東京都目黒区中目黒５丁目28番18―701号　グランシティ祐天寺
債務者　兼子　義光
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７号
宮城県登米市登米町寺池辺室山27番地　きたかみ園
債務者　佐々木初男
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第８号
沖縄県宮古島市平良字下里244番地　県営平良南団地13棟204号室
債務者　上里　美樹（旧姓仲宗根・与那覇）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第５９号
函館市美原４丁目３番２号
債務者　廣瀬　　渡
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２３号
愛知県碧南市宮町６丁目74番地　グリーンハイツ宮町Ａ棟101号、前住所愛知県碧南市権現町２丁目12番地１
債務者　椿マルシオこと　ツバキ　マルシオ
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
愛知県碧南市宮町６丁目74番地　グリーンハイツ宮町Ａ棟101号、前住所愛知県碧南市権現町２丁目12番地１
債務者　椿ベアトリス　フランシスカ　カルドソこと　ツバキ　ベアトリス　フランシスカ　カルドソ
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
愛知県安城市古井町軽桶２番地１　サンライズ安祥Ｂ102、前住所愛知県豊橋市高師石塚町字石塚18番地　Ｂ―103
債務者　夏目　幸江
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
奈良県香芝市鎌田358番地３　ヴィラ・オリエンタルＢ201号
債務者　川谷　育代
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
奈良県宇陀市室生西谷139番地の１
債務者　杉中木材業こと　杉中　成夫
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3875番地１
債務者　**若**林　千里
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
奈良県宇陀市榛原榛見が丘１丁目４番地の４
債務者　野崎　真二
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係